

(区長答弁)

1 区長の所信表明について

(1) 区民目線に立った情報発信について

ご指摘の情報の非対称性を区政に当てはめると、区民と区間の情報量の差が生じている状態であると認識しています。この偏りを踏まえつつ、地域の状況や区民ニーズを把握し、分析したうえで、区民が求める情報として、適時適切に提供することが重要と考えています。

これまで、区のお知らせ、ホームページやフェイスブックなど、様々な媒体を通じて情報発信を行ってきました。さらに、7月には LINE 公式アカウントを開設し、プッシュ型で行うセグメント配信により、きめ細やかで、即時性を持った情報発信を強化します。こうした取組により、区民に必要な情報を、分かりやすく伝えていきます。

また、政治家としての説得に関するご質問についてですが、コロナ禍においては、国や都から様々な方針が示される中で、区の対応について意見の差異が生じた場面があったと認識しています。

私としては、行政の長と政治家の立場を分けることなく、積極的かつ丁寧に施策の必要性を説明し、区の取組に対してご理解をいただけたものと考えています。今後も、区民の皆さんの様々な意見を真摯に受けとめるとともに、議会との議論を通じて、適切に施策に反映していきます。

(2) 地域力で課題を解決する人づくり・地域づくりについて

まず、官民連携に関する現状の課題と改善の方向性についてです。

公民連携デスクでは、事業者等からの区との協働に係る提案や相談内容に応じて、庁内横断的にマッチングし、行政課題解決につながる取組の実現を目指しています。

一例として、先日締結したアサヒグループジャパン株式会社等との連携協定など、これまでの取組が結実したものと考えており、今後も個別具体的な事例を積み重ねながら、ご指摘の視点も検討していきたいと考えています。

公民連携デスクの現状の課題は、その認知度の向上や、更なるつながりの創出であると認識しており、引き続き具体的な連携事例の発信を強化するとともに、事業者等の交流を促進するなど、連携の輪を広げていきます。

今後も、区のお知らせ等の情報発信や、未来都市共創会議などの機会を通じて、町会や、NPO 等との連携の先行事例を紹介していくことで、地域の担い手を増やしていきます。

次に、地域力の担い手の育成についてです。

地域課題を解決していくためには、個人が担い手として課題意識を持つことや、参画することが不可欠であり、地域における様々な団体の活動と連携し、協働していくことが重要です。

区としては、地域力の担い手を育成し増やしていくために、個人と集団の活動主体が、互いの目的や価値観を尊重し、協働する機会を創出することや、協治(ガバナンス)の重要

性を普及・啓発していくことで、地域力の向上を目指していきます。

(3) スピード感を持った区政運営について

スピード感を持った区政運営と役所感覚についてです。

公務員としての公平性・公正性・法適合性を遵守しつつ、スピード感をもって区民のために自ら行動する職員を育成するため、区では、昨年4月に「職員育成基本方針」を改定し、「あるべき組織の姿」と「めざすべき職員像」を掲げ、業務に取り組んでいます。

また、内部統制基本方針に基づき、行動計画を定め、リスク管理のもと、業務の適切な執行の確保に努めています。職員一人ひとりが、区長の補助機関であるという意識を持って、公平・公正な立場で公務を遂行し、区民目線に立った迅速な対応を心掛けるよう、私からも改めて指導していきます。

2 副区長の複数選任について

現在、本区の副区長の定数については、条例により1名としています。

副区長は、区長を補佐する補助機関として非常に重要と考えており、これまでも新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対策など、社会情勢が大きく変化する中で、区政の課題解決に向けて庁内調整や議会対応、また外部との交渉など、二人三脚で、区民福祉の向上を目指し区政運営を進めてきました。

この間、人口が28万人を超え、本区を取り巻く状況が変動する中で、行政課題が複雑・高度化し、業務量も増加してきていることから、副区長の職責の重要性は、さらに高まっていると認識しています。区政を推進する上で、どのような体制づくりが必要か検討し、今任期中に副区長を複数選任することについて、判断していきたいと考えています。

3 子ども・子育て支援策について

(1) 学校給食費の徴収免除について

これまで答弁をさせていただいたとおり、学校給食費の無償化については、学校給食法に経費負担区分の規定があること及び、その意義や必要性は、義務教育全体の中で、国が制度や財源に責任を持って実施すべきものと考えており、区長会を通じて要望しています。

一方で、長引く物価高騰が区民の暮らしに大きな影響を与える中で、特に子育て世帯の教育にかかる経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな育ちを確保することが、喫緊の課題となっています。

具体的な支援については、様々な方策が想定されますが、これまで実務上の課題や効果を比較検討してきた結果、私としても、ご指摘のように学校給食費を徴収しないことが有効な方策であると考えています。今後、詳細な内容等について教育委員会とも調整したうえで、速やかな実施に向けて、9月議会に提案します。

次に、将来的な学校給食費の無償化を目指すことについてです。

ご指摘のとおり、学校給食費の無償化は、多額の経費を要するものであり、恒久的な実施に当たっては、安定した財源の確保が重要な課題になります。国は今後、全国調査を行

い、課題を整理すると方向性を示しています。区としては、国の無償化に向けた動向を注視し、その間は、社会経済情勢を見ながら、本区の政策目的や財政状況等を踏まえて検討し、適切に判断していきます。

次に、私立学校に通学する児童・生徒の家庭への支援についてです。

物価高騰対策として、子育て世帯の負担を軽減するという観点からは、区立小中学校以外に通う子どもの家庭への対応も、併せて検討する必要があります。子どもの健やかな育ちを支える施策として、実務上の課題を整理しながら、適切な支援のあり方について検討していきます。

次に、就学援助基準の引上げについてです。

現行の就学援助基準は、引き下げ前の第68次生活保護基準の1.2倍としているほか、区独自に眼鏡や運動着の購入費を援助しています。社会保障審議会での議論を踏まえ、本年、生活保護基準の改定が行われますので、国や都、他区の動向も注視しながら、政策効果も見極め、就学援助基準の在り方について検討していきます。

(2) 総合的な子育て支援について

本年4月に施行されたこども基本法の理念に基づく、「こどもまんなか社会」の実現に向け、国や都は様々な子ども・子育て支援策を打ち出しています。

本区においても、今年度実施するニーズ調査の結果や、子ども・子育て会議、子どもからの意見聴取などを踏まえ、令和6年度中に次期「子ども・子育て支援総合計画」を策定する予定です。

このような中、計画策定に先立ち、喫緊の課題である子育て世帯の負担軽減、DXの加速化、インクルーシブ保育等の推進や、墨田区版ネウボラを核とした切れ目ない支援などを推進するため、「子どもの豊かな育ちの確保」、「子育て家庭の支援の充実」、「子育て環境の整備」の3つの視点で、「(仮称)すみだ子ども・子育て応援プログラム」を策定します。このプログラムの理念や考え方等については、今定例議会でご報告する予定です。

(3) 子どもの放課後対策について

これまで、放課後対策としての学童クラブについては、全小学校に整備する取組を進め、令和4年度には、新たに432人の定員拡充をしたことで、待機児童数を281人から47人へと、大幅に減少させることができました。

引き続き、待機児童ゼロを目指し、公設学童クラブの整備を進めるとともに、親の就労状況等に関わらない放課後の居場所づくりに向けては、役割分担を踏まえた民間事業者の活用や、学校施設のさらなる利用など、今年度、教育委員会とともに有識者を交えた検討委員会を設置し、検討を進めていきます。

(教育長答弁)

3 子ども・子育て支援策について

(1) 学校給食費の徴収免除について

まず、学校給食法の法解釈についてです。

同法第11条第2項では、食材費に相当する学校給食費は、保護者負担であると規定さ

れています。一方で、文部事務次官通達では、「地方公共団体等が給食費の一部を補助することを禁止する意図ではない」とされており、政府の国会答弁では、全部補助もできるとしていますが、法条文上の解釈では、食材費は保護者負担が原則であるので、無償化をするには、同法の改正が必要であると考えます。

また、同法第1条では、学校給食の目的として、「心身の健全な発達、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うこと」を規定していますが、「家計支援」はその目的とはなっていないので、改正が必要であると考えます。

(3) 子どもの放課後対策について

放課後の居場所づくりの現況と方向性ですが、これまで、子ども・子育て支援部に協力するかたちで、全小学校内に学童クラブを設置する取組を進めてきました。スペースの関係上、近隣の中学校内に設けたものを含め、令和4年度中に全校設置を完了しています。また、小学校低学年放課後学習支援事業を開始したほか、放課後子ども教室においても、校庭のほか、教室や学校図書館といった学校施設を活用し、子どもの居場所としています。

今後の方向性ですが、放課後の学校図書館開放や放課後子ども教室の拡充、学校施設を活用した新しい居場所づくりについて、外部の有識者を交えた検討委員会を設置し、子ども・子育て支援部とも連携して検討しているところです。特別委員会においても、ご意見をいただきながら、方向性をお示ししたいと考えています。

次に、読書習慣の定着と家庭における読書活動の推進についてです。

日常生活の中で読書に親しみ、読書活動を充実させて習慣化していくことは、知識や語彙力の習得だけでなく、想像力が豊かになる等、大変重要と考えています。小・中学校では、朝読書を推進しているほか、学校図書館を活用した授業や、夏休みに宿題を出したり、学校と学校司書が連携した読書指導を行っています。読書に適した環境を整え、継続して読書することが読書活動を習慣化させることにつながり、もっと知りたいという探求心も養われると考えています。

また、家庭における読書活動の推進については、これまでの学校図書館の紙の本の活用に加え、「墨田区電子書籍サービス」を6月から開始しましたが、小・中学校の児童・生徒用タブレット端末での活用も、10月から導入する予定です。

本サービスでは、図書館への来館が不要で、24時間365日サービスを受けられるほか、文字の拡大や、音声読み上げ機能があり、こうしたサービスもあわせて促進することで、手軽に本に触れる機会が増え、本への興味や読書習慣につながるとともに、不読率の改善が図れると考えています。

(区長答弁)

4 ポストコロナの健康政策について

(2) 保育園及び学校における影響について

コロナ禍約3年間における保育園での影響についてです。

保育園では、園児にマスク着用を求めておらず、保育士はマスクを着用していましたが、身振り手振りを使った表現豊かなコミュニケーションを実践してきました。

墨田区議会自由民主党・無所属 佐藤議員

また、必要に応じて、透明なマウスシールドを着用するなど、工夫を重ねてきたため、顕著な園児への影響の報告は受けていませんが、園医などとも、子どもたちの様子を注意深く見守っていく必要があると考えます。今後も、幼児・児童・生徒の健やかな育成に向け、教育委員会とも連携し、保育・教育の充実に努めていきます。

(3) 高齢者に対する影響について

コロナ禍において高齢者の活動や、交流機会が減少したことにより、運動能力やコミュニケーション力の低下が懸念されているため、高齢者支援総合センターを中心に、町会・自治会や民生・児童委員等にもご協力いただきながら、自主グループ活動への支援などに取り組んでいます。

今後も、医療関係者や民間事業者と連携したフレイル対策を進めるとともに、介護予防サポーターのさらなる確保・育成に努め、介護予防事業を積極的に推進していきます。

(教育長答弁)

4 ポストコロナの健康政策について

(2) 保育園及び学校における影響について

コロナ禍約3年間における影響と今後の対策についてです。

幼稚園・学校では、マスクの着用によって、遊びの時間や体育学習における運動量の低下が見られたり、熱中症へのリスクが高くなったりするなど、幼児・児童・生徒の健康への影響が懸念されました。また、口元がマスクで隠されることによって、相手の表情が分かりにくくなり、対面で話す機会も制限され、更には、黙食での給食指導の実施等によって、人との関わりや、対話などのコミュニケーション能力の育成にも影響があったと考えます。

本年5月から、感染症法上の位置付けが第5類になったことにより、幼稚園・学校における教育活動は、コロナ禍以前のように実施できることが多くなってきました。今後も、幼児・児童・生徒に対し、発達段階に応じた育みたい力を明確にし、指導計画に基づき、あらゆる機会を活用して、意図的・計画的に体験活動を取り入れ、知・徳・体のバランスのとれた教育の充実に努めていきます。

(保健衛生担当部長答弁)

4 ポストコロナの健康政策について

(1) 口腔環境への影響について

コロナ禍における口腔内の環境への影響については、区が実施している歯科健康診査のデータを比較しますと、コロナ前とコロナ後で大きな変化はありません。現在も育児相談や区民向けの講話、介護予防事業等で歯と口の健康に関する啓発を行っていますので、引き続き歯科医師会等と連携し、これらの取組を進めていきます。

***本要旨は聞き取りによるもので公式なものではありません。**